鳥取県条例第32号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例(昭和39年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線 が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、 改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が 存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改正前

(経営の基本)

第2条 略

2 病院事業の用に供する施設(以下「病院」とい 2 病院事業の用に供する施設(以下「病院」とい

う。)は、次のとおりとする。 名称 位置 診療科名 病床の種別

鳥取県	鳥取市	内科 神経内科 心臓 一般病床
立中央		内科 外科 呼吸器外 結核病床
病院		科 心臓血管外科 脳 感染症病床
		神経外科 小児外科
		整形外科 形成外科
		精神科 小児科 皮膚
		科 泌尿器科 産婦人
		科 眼科 耳鼻いんこ
		<u>う科</u> リハビリテーシ
		ョン科 放射線科 病
		理診断科 臨床検査科
		<u>救急科</u> 歯科口腔外
		科 麻酔科
鳥取県	倉吉市	内科 呼吸器内科 循 一般病床
立厚生		環器内科 神経内科 感染症病床
病院		外科 消化器外科 心
		<u> 臓血管外科 脳神経外</u>
		科 整形外科 精神科
		<u>小児科</u> 皮膚科 泌

尿器科 產婦人科 眼 科 耳鼻いんこう科 リハビリテーション科 放射線科 麻酔科

(経営の基本)

第2条 略

う。)は、次のとおりとする。

名称	位置	診療科名	病床の種別
鳥取県	鳥取市	内科 <u>精神科</u> 神経内	一般病床
立中央		科 呼吸器科 消化器	結核病床
病院		科 循環器科 小児科	感染症病床
		外科 整形外科 形	
		成外科 <u>脳神経外科</u>	
		呼吸器外科 心臓血管	
		外科 小児外科 皮膚	
		科 泌尿器科 産婦人	
		科 眼科 耳鼻咽喉科	
		リハビリテーション	
		科 放射線科 麻酔科	
		歯科口腔外科	
鳥取県	倉吉市	内科 精神科 神経内	一般病床
立厚生		科 <u>循環器科 小児科</u>	感染症病床
病院		外科 整形外科 <u>脳</u>	
		神経外科 心臓血管外	
		科 皮膚科 泌尿器科	
		産婦人科 眼科 耳	
		鼻咽喉科 リハビリテ	
		ーション科 放射線科	
		麻酔科	

この条例は、平成21年4月1日から施行する。